2　耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。

3　耐震重要施設が事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（津波による損傷の防止）

第五条の三　安全機能を有する施設が基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第五条の四　安全機能を有する施設が想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。

2　周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合には、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

3　航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

（加工施設への人の不法な侵入等の防止）

第五条の五　加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

（加工施設内における溢水による損傷の防止）

第五条の六　安全機能を有する施設が加工施設内における溢水の発生によりその安全機能を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

第六条第一項及び第二項中「加工施設に」を「安全機能を有する施設に」に、「安全」を「安全性」に改める。

第七条中「加工施設は」を「安全機能を有する施設は」に改め、同条第二号中「六ふつ化ウラン」を「六ふっ化ウラン」に、「しうる」を「し得る」に改め、同条第三号、第五号及び第六号中「しうる」を「し得る」に改め、同条第七号ロ中「堰」を「堰（せき）」に改め、同号ハ中「加工施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に、「湧水」を「湧水（ゆうすい）」に改める。

第八条の見出しを「（遮蔽）」に改め、同条中「加工施設を設置する工場又は事業所内の」を「工場等内における」に、「しやへい能力」を「遮蔽能力」に、「しやへい設備」を「遮蔽設備」に改め、「ならない。」の下に「この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置を講じなければならない。」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように施設しなければならない。

第九条中「場合には」を「場所には」に改め、同条第三号中「しうる」を「し得る」に改める。

第十一条を次のように改める。

（安全機能を有する施設）

第十一条　安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように施設しなければならない。

2　安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

3　安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものには、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

4　安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

第十二条中「設備」の下に「（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）」を加える。

第十三条第一項及び第二項中「安全」を「安全性」に改め、同条第二項中「を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（安全避難通路等）

第十三条の二　加工施設には、次に掲げる設備を施設しなければならない。

一　その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二　照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三　設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（核燃料物質の貯蔵施設）

第十三条の三　核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備を施設しなければならない。

第十四条第一号中「の外側」を削り、同条第四号中「しうる」を「し得る」に改める。

第十五条中「加工施設を設置する工場又は事業所」を「工場等」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「加工施設の安全」を「加工施設の安全性」に改め、同条の次に次の一条及び一章を加える。

（通信連絡設備）

第十七条　工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備を施設しなければならない。

2　工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を施設しなければならない。

第三章　重大事故等対処施設

（火災等による損傷の防止）

第十八条　重大事故等対処施設が火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故（設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」と総称する。）に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合は、消火設備及び警報設備を施設しなければならない。

2　前項の消火設備及び警報設備には、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

3　重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものについては、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置を講じなければならない。